床頭台等の運営等に関する仕様書

1 床頭台等の運営等に関する基本条件(共通の要求水準)

(1) 基本のコンセプト

高知県立幡多けんみん病院(以下「病院」という。)におけるカード式テレビ等は、入院患者の療養環境の改善とサービス向上の重要な設備であることを十分認識し、設置目的に沿った運営とすること。

(2) 健全な収支計画

床頭台等の運営にあたっては、利用者のサービス向上を確実に図るため、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画とすること。

(3) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者負担において行うこと。

(4) 衛生管理及び感染症対策

運営事業者は、関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策に十分注意を払うともに、 これらにおいて発生した問題等については、すべて運営事業者の負担と責任において対 処するものとする。

(5) 張り紙、看板等の表示

病院が許可した場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。なお、意匠 上、通路上等に看板や案内等を設置する必要がある場合は、病院に事前協議し、許可を 得ること。だたし、病院事業の運営に支障のある張り紙、看板等は認めない。

(6) 床頭台等の搬入

床頭台等の搬入の時間経路及び荷卸場所については、病院の指示に従うこと。

(7) 苦情処理への対応

床頭台等に起因するトラブル又は患者からの苦情を受け付ける専用窓口を設けること(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を含む。)。トラブルや苦情があった場合には、迅速かつ誠実に対応し、その都度、病院へ報告すること。また、問題の解決に至らなかった場合は、直ちに病院へ連絡し、対処方法について病院と協議のうえ、病院の指示に従うこと。

(8) 緊急時の対応

事故や犯罪等、若しくは事故や犯罪等に準ずる事態が発生した場合は、患者や来院者 への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、 影響範囲、対処方法等をまとめ、病院に報告すること。また、営業時間内外における事 後発生時の連絡体制を書面にて予め病院へ届け出ること。

(9) 大規模災害時の対応

地震等大規模災害発生時や新型感染症大流行時などにおける病院からの協力要請に対して誠意を持って対応すること。

(10) 指定用途以外の使用及び第三者への譲渡・転貸等の禁止

床頭台等運営事業のために貸し付けを行った行政財産(以下「貸付物件」という。)については、指定された用途又は目的以外に使用することを禁止する。また、契約に基づく権利の一部若しくは全部を第三者に転貸し、譲渡し、又は運営を委託することを禁止する。

(11)原状回復義務

運営事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自己の責任において貸付物件 を原状に回復しなければならない。ただし、病院が適当と認めたときは、この限りでは ない。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、病院が原状回復のための処置を行い、 その費用の支払いを運営事業者に請求することができるものとする。この場合、運営事 業者は病院に対し、何らの異議を申し立てることはできない。

- ア) 運営事業者の責に帰すべき事由により、貸付物件を滅失又は毀損したとき。
- イ) 運営事業者が別途契約に定める義務に違反したことにより、病院が契約を解除するとき。
- ウ)貸付契約の終了により貸付物件を病院に返還するとき。

(12) 損害賠償

運営事業者が別途契約に定める義務を履行しないために病院に損害を与えたときは、 その損害に相当する金額を損害賠償として病院に支払わなければならない。

ただし、病院が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とし、 契約を解除した場合において、運営事業者に損害が生じたときは、運営事業者は、病院 に対しその補償を請求できるものとする。

(13)貸付契約の終了前の事業撤退

貸付契約の契約期間終了前に運営事業者の都合により事業撤退しようとする場合には、少なくとも事業撤退する日の6か月前までには病院と十分協議すること。

(14) 事業撤退後の引き継ぎ

事業撤退する場合は、次の運営事業者への引き継ぎに全面的に協力すること。

(15) 法令等の遵守

床頭台等の運営にあたっては、関係法令及び規程を遵守すること。また、その他運営に際し必要が生じた場合は、病院と協議すること。

2 床頭台等の運営等に関する個別条件(個別の要求水準)

(1) 設置場所、設置台数及び貸付面積

区分	設置場所(新病院)	設置台数	貸付面積(合計)
床頭台、テレビ、冷蔵庫、セーフティボックス及び課金装置ー式	4階〜7階の病室	322組	80. 5㎡ (※1)
ランドリ(洗濯機及び衣類乾燥機一式)	4階~7階	7組	3. 01㎡ (※2)
カード販売機	1階-4階~7階	5台	0. 4㎡ (※3)
カード精算機	1階•2階	2台	0. 18㎡ (※4)
イヤホン販売機	4階~7階	4台	0.32m² (※5)

- (※1)1組あたり0.25㎡で算出しているため、詳細は契約締結後、病院と協議すること。
- (※2)1組あたり0.43㎡で算出しているため、詳細は契約締結後、病院と協議すること。
- (※3)1組あたり0.08㎡で算出しているため、詳細は契約締結後、病院と協議すること。
- (※4)1組あたり0.09㎡で算出しているため、詳細は契約締結後、病院と協議すること。
- (※5)1組あたり0.08㎡で算出しているため、詳細は契約締結後、病院と協議すること。

(2) 運営開始予定日

令和6年4月1日。

(3) 床頭台等の共通仕様

- ア)テレビ等に係る設備は、環境に配慮したものとし、課金対象の設備については、すべて同一の支払方法とする。
- イ)入院患者が利用することを踏まえ、安全性・利便性に配慮した設備を導入し、テレビ 等の利用方法及び利用料金が容易にわかる取扱説明書をすべての床頭台、ランドリ用 ユニットに備え付けること。
- ウ) 日本放送協会との受信契約は、運営事業者名で行うこと。
- エ)テレビ受信のために要する一切の費用は、運営事業者の負担とする。なお、地上デジタル・BS 放送テレビのアンテナ等は、病院側の設備を利用する。

(4) テレビ等の個別仕様

仕様の内容	
● 利用料金は、1,000円で1,200分(20時間)以上を基	
本とし、より安価な提案も可能とする。また、内税で時間精	
算できること。	
● 利用料金の支払いは、職員・利用者の負担の少ない方法	
であること。	
● ワイヤレスリモコン付きの19型程度のワイド液晶地上波	
デジタルチューナー内蔵型テレビとすること。	
● バックライトはLEDであること。	
● 国内で一般的に普及している製品であること。	
● 他のテレビとリモコンが干渉しないような対策が施されてい	
ること。	
● イヤホンによる視聴が可能であること(全面又は側面に差	
込口があること)。	
● BーCASカードの盗難防止策を講ずること。	
● 小児科の病床には、DVD を設置すること。	
● 利用料金は、100円/日を基本とし、より安価な提案も可	
能とする(内税で引き落としは1日単位とすること)。	
● 利用料金の支払いは、職員·利用者の負担の少ない方法	
であること。	
● 容量20L程度の冷蔵庫とすること(保冷庫は不可)。	
● 病室での利用のため、静音・低振動設計であること。	
● ベッドを中心に床頭台を左右どちら側に設置した場合にお	
いても、庫内の物を取り出しやすい引き出し式とすること。 ● 抗菌仕様の製品であること。	
● 庫内灯付きであること。	
● オートクロージング機能であること。	
● 無料で利用できること。	
● 寸法は、病室ベッド横に収まり、使いやすく、かつベッド周	
辺で医療行為の支障のならないよう配慮したものであるこ	
と。なお、具体的な寸法は、契約締結後、病院と調整する	
こと。	
。 ● 十分な収納スペースが確保できるよう、形状等を工夫する	
こと。	
あり、ベッドに横たわった状態でテレビの視聴が可能なも	
のとすること。	
● 角に丸みをもたせる等、患者等の安全面に十分配慮され	

	ていること。
	● 抗菌性、耐熱、耐水及び耐久性に優れていること。
	● キャスター(ストッパー付き)で移動可能であり、車輪径が
	60mm 以上のものであること。
	● 移動時に他の物品等に傷がつかないような措置をしてい
	ること。(例:地板へのソフトエッジ加工等)
セーフティボックス	● 利用料金は、全台とも無料とすること。
	● 床頭台と一体型又は床頭台の引き出しに収納する方式で
	あること。なお、寸法については、契約締結後、病院と調整
	すること。
	● 高齢者でも操作が容易な鍵式であること。
	● 鍵は複製できないものとし、利用者が鍵を紛失したとき
	は、マスターキーで解錠、交換できること。(※鍵の交換に
	ついては、企画提案書で有償又は無償を明記し、有償の
	場合は、金額を提示すること。)
課金装置	● プリペイドカードの場合の料金は、1度数単位での引き落
	としが可能であること。
	● プリペイドカードは残度数又は残時間が表示できること。
	● テレビ及び冷蔵庫に係る課金装置は、床頭台に内蔵する
	こと。
	● ランドリに係る課金装置は、ランドリ(洗濯機、乾燥機)ごと
	に取り付けること。
ランドリ(洗濯機、衣類乾	● 利用料金は、洗濯機1回あたり200円以下、衣類乾燥機
燥機)	30分あたり100円以下を基本とし、より安価な提案も可能
	とする。
	● 洗濯機と衣類乾燥機は別個のものとし(一体型は不可)、
	メーカーの純正ユニットで、上段に衣類乾燥機、下段に洗
	濯機を設置すること。
	● 地震などの揺れに耐えられるような、転倒防止の工夫が
	施されていること。
	● 稼動回数を把握するため、洗濯機、衣類乾燥機ごとにカウ
	ンター装置を取り付けること。

プリペイドカード	● 販売価格は、1枚1,000円とすること。
	● 専用カードとし、他病院との共用は不可とすること。
	● 専用カードであることが分かるデザインにすること。
	● 運営事業者の連絡先(社名、所在地、電話番号等)を印刷
	すること。
	● 販売枚数又は販売金額を電子的に記録できる機能を有
	し、その記録を出力できること。
	● 防犯対策を施すこと。
	車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止対策を施すこと。
	● 運営事業者の連絡先(社名、所在地、電話番号等)を明記すること。
	● 精算枚数又は精算金額を電子的に記録できる機能を有し、その記録を出力できること。
	● 患者が精算する際の払戻手数料は無料とし、10円単位で
	の払戻しが可能な機能を有すること。
	● 他病院で使用されているプリペイドカードの精算はできな
	い仕様とすること。
	● 防犯対策を施すこと。
	● 車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止対策を施
	すこと。
	● 運営事業者の連絡先(社名、所在地、電話番号等)を明記
	すること。
イヤホン	● 販売価格は、利用者の負担が少なく、より安価な提案も可
	能とする。
	● 防犯対策を施すこと。
	● 車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止対策を施
	すこと。
	運営事業者の連絡先(社名、所在地、電話番号等)を明記
- N	すること。
その他	● 院内案内等のため、テレビによりプリペイドカードを必要と
	せず無料で視聴できる 1ch 分のシステム及び機器を設置
	すること。

(5) 管理運営に関する条件

- ア) 床頭台等の故障、不具合に速やかに対応できるよう、高知県内に営業所又は支店等を 置き、保守管理体制を整備すること。なお、高知県内に営業所等がない場合には、故 障、不具合等に速やかに対応できる保守管理体制を提案すること。
- イ) 万一の故障に備えて、床頭台ごとに入替可能な予備機をあらかじめ用意すること。
- ウ) 床頭台等は定期的に点検、その他のメンテナンスを行うこと。

エ) 定期点検や通常時のメンテナンスについて具体的に提案すること。

(6) 貸付料に関する条件

貸付料は、次のとおりとする。ただし、募集開始時点における病院の帳簿価格を基に 当該貸付けに係る部分の面積により算出していることから、契約時には若干の変更が生 じることがある。

貸付料の納付は年度ごとの納付とし、納入通知書により病院側へ支払うこと。

なお、初年度の貸付料は、貸付期間の開始日如何に関わらず、令和6年4月1日を起 算日として算定するものとし、貸付期間の開始日から令和6年3月31日までの間の貸 付料は発生しないものとする。

区分	貸付料(年額)
床頭台、テレビ、冷蔵庫、セーフティボックス	免除とする。その分を利用料割引等のサー
及び課金装置一式	ビス向上に還元すること。
ランドリ(洗濯機及び衣類乾燥機一式)	免除とする。その分を利用料割引等のサー
イヤホン販売機	ビス向上に還元すること。
プリペイドカード販売機	16、034円
プリペイドカード精算機	16, 034円
合 計	32, 068円

(7) 火災保険料

病院の建物の火災保険料から、ランドリ(洗濯機、衣類乾燥機)、プリペイドカード 販売機、プリペイドカード精算機、イヤホン販売機の設置している建物の床面積に応じ た金額とする。

(8) 電気料金

実費相当として別途病院の定める料金で課金し、病院の指定する方法により期限まで に納入すること。